

環境審議会資料
平成28年8月29日
環境部環境保全課

秋田港火力発電所（仮称）建設計画について

現在、県外事業者により石炭火力発電所の建設が計画されております。この建設計画は、環境影響評価法の対象事業であり、現在、環境影響評価（環境アセスメント）の手続きが行われていますので、現況および今後の動きについてお知らせいたします。

1 事業概要

- (1) 事業主体 丸紅(株)および(株)関電エネルギーソリューション
 (2) 建設予定地 県工業団地 秋田湾産業新拠点『A-B I Z』
 (所在：秋田市飯島古道下川端)
 (3) 面積 約165万m²
 (陸地面積約120万m²、地先海域面積約45万m²)

設備	種類
ボイラー	超々臨界圧再熱式貫流型
蒸気タービン	再熱復水型、約65万kW×2基
発電機	三相交流同期発電機
主変圧器	導油風冷式
燃料貯蔵設備	屋内式貯炭設備（サイロ）
石炭灰貯蔵設備	屋内式貯蔵設備
石こう貯蔵設備	屋内式貯蔵設備
発電用燃料	石炭

- (5) 供給計画 小売事業者への卸供給
 (6) 環境対策 二酸化炭素の排出量低減など環境に配慮し、現在利用可能な最良の発電技術である「超々臨界発電設備」を採用

2 環境影響評価法に基づく手続の経緯等

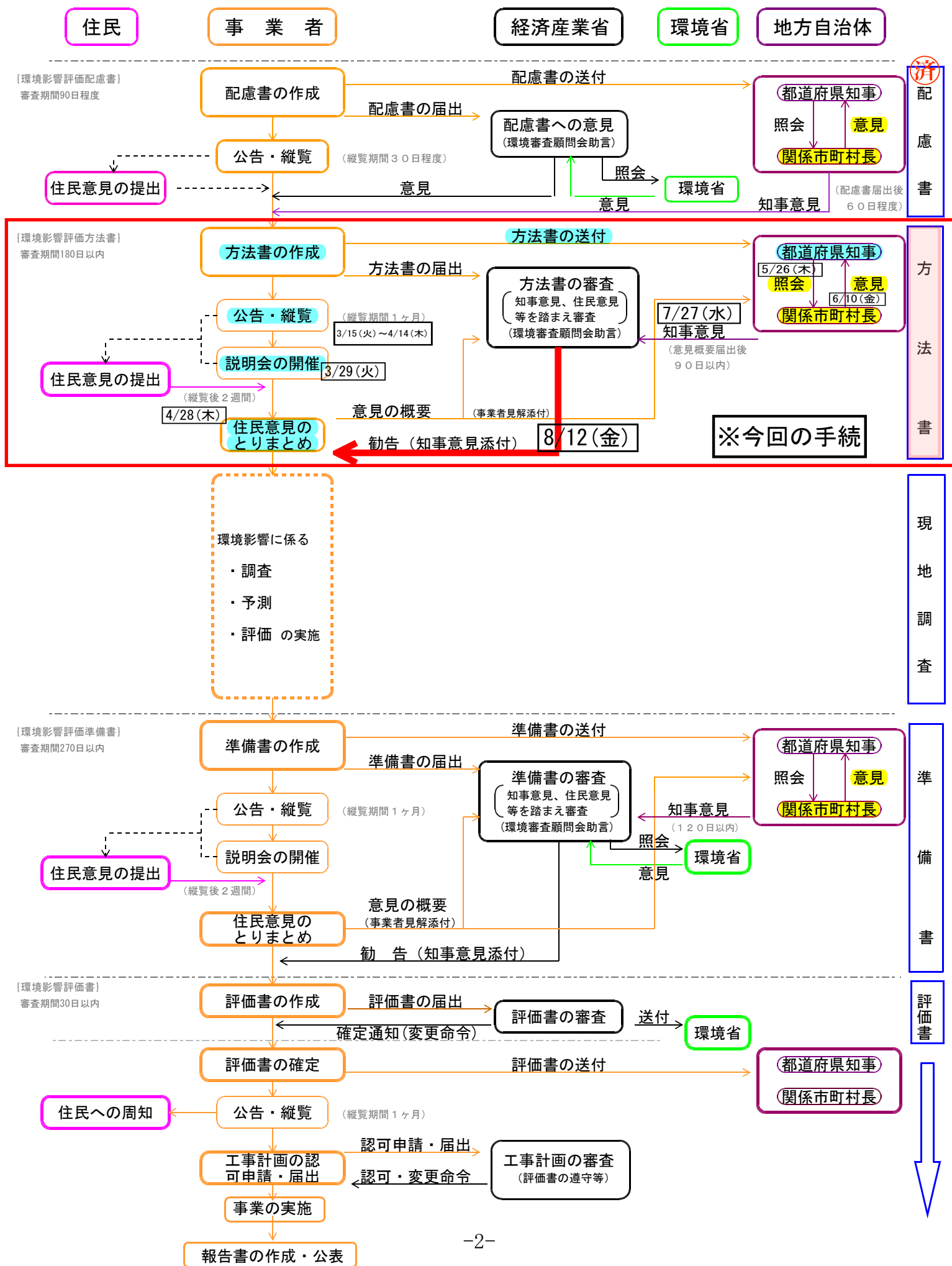
- 平成27年6月 環境大臣、石炭火力発電3事業計画に対し「是認しがたい」との意向を表明
 9月 計画段階環境配慮書手続
 平成28年2月 環境大臣、石炭火力発電について容認の意向を表明
 3月 環境影響評価方法書手続

3 今後の動き

事業者は、8月12日付けで、方法書に対して勧告をする必要がないと認められる旨の経産大臣通知を受け、環境影響に係る調査・予測・評価の段階に入る。その後、下記の手続を経て建設工事が開始される予定である。

- 平成29年4月頃 環境影響評価準備書手続
 平成30年7月頃 環境影響評価書手続
 平成31年8月 1号機建設工事着工
 11月 2号機建設工事着工
 平成36年3月 1号機運転開始
 6月 2号機運転開始

秋田港火力発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図





環 管 一 726
平成28年7月27日.

秋田市長 穂積 志 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書
に対する意見について（通知）

秋田県環境影響評価条例第35条において準用する同条例第10条第5項の規定により、秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書に対する知事意見を別添写しのとおりお知らせします。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課
環境審査班 高橋、片山

電 話 018-860-1601

FAX 018-860-3881





環 管 一 726
平成28年7月27日

経済産業大臣 林 幹雄 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書
に対する意見について（通知）

環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項の規定に基づく
環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

なお、関係市長から別添のとおり意見がありました。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行う等、適切に対応すること。
- (2) 対象事業実施区域の周辺には、既設及び計画中の火力発電所並びに計画中の洋上風力発電所が存在することから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、複合的又は累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

- ア 使用する燃料について、硫黄分や重金属等の少ない石炭を選定し、可能な限り影響の低減に努めること。
- イ 施設の稼働に伴う大気汚染物質の影響について、地域的な気象特性を考慮し、逆転層形成時等の気象条件を適切に把握した上で、予測及び評価すること。

ウ 施設の稼働に伴う重金属等の微量物質の影響について、水銀等の排出規制に係る国の動向を踏まえ、適切に調査、予測及び評価すること。

(2) 騒音及び振動

施設の稼働に伴う騒音及び振動について、事業の実施に伴う影響の程度を勘案し、環境影響評価項目として選定することの可否について再検討すること。

なお、評価項目として選定しない場合には、施設の騒音・振動対策に関する諸元や施設稼働時の環境保全措置を明らかにし、準備書においてその判断に至った経緯を説明すること。

(3) 動物（鳥類）

対象事業実施区域周辺では、コアジサシ等の重要な鳥類の飛翔や繁殖行動等が確認されていたことから、現地調査においても注視して観察する等、事業の実施に伴う鳥類への影響について適切に予測及び評価すること。

(4) 動植物（海域に生息・生育する動植物）

施設の稼働に伴う温排水による海域の動植物への影響について、温排水の拡散範囲や最新の知見・類似事例等を考慮し、水温、流向・流速及び動植物の生息・生育状況を適切に把握した上で、予測及び評価すること。

(5) 景観

事業の実施に伴う景観への影響について、煙突のほか、屋内式貯炭設備（サイロ）等の視認性を考慮し、それらを含めた発電所全体の存在による眺望景観の変化の程度を、適切に予測及び評価すること。

(6) 廃棄物等

施設の稼働に伴い発生する石炭灰は膨大な量となる可能性があることから、発生量を明らかにし、その処理に万全を期すよう、継続的な有効利用先等の確保について具体的な検討を進めること。

(7) 温室効果ガス等

国の二酸化炭素削減に関する目標・計画を踏まえ、引き続き実効性のある取組の検討に努めるとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年

法律第49号) に基づくベンチマーク指標等との整合性についても、適切に予測及び評価すること。

【担 当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電 話 018-860-1601

FAX 018-860-3881



環 保 第 8 6 号
平成28年6月10日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

秋田市長 穂 積



秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る
環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成28年5月26日付け環管-368で照会のあった標記の件について、次のとおり回答します。

記

1 大気環境

- (1) 施設の稼働に伴う硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の排出による影響を可能な限り低減するため、最新鋭のばい煙処理施設の導入等について検討し、それらの低減効果を踏まえた上で、適切に調査、予測および評価を行うこと。
- (2) 燃料となる石炭は、高品質で、有害物質が少ないものを選定するとともに、水銀等の重金属の排出による影響を可能な限り低減させるための処理施設の導入等について検討し、今後の国の法規制の動向等を踏まえた上で、適切に調査、予測および評価を行うこと。

2 水環境

- (1) 工事の実施および施設の稼働に伴う水の濁り等による当該海域への影響を可能な限り回避・低減するよう検討し、適切に調査、予測および評価を行うこと。
- (2) 燃料となる石炭は、高品質で、有害物質が少ないものを選定するとともに、水銀等の重金属の排出による影響を可能な限り低減させるための処理施設の導入等について検討し、適切に調査、予測および評価を行うこと。

3 温排水

施設の稼働に伴う温排水による影響を可能な限り低減するため、冷却水取排水温度差の低減について検討し、それらの低減効果を踏まえた上で、適切に調査、予測および評価を行うこと。

4 温室効果ガス

施設の稼働に伴う温室効果ガス等（二酸化炭素）による地球温暖化に対する影響が最小限のものとなるよう最新・最良の発電技術を備えた施設の導入を前提とし、適切に調査、予測および評価を行うこと。

5 動植物

事業実施区域の周辺では複数の希少種の動植物が生息していることから、造成等の施工、地形改変および施設の存在により、これら動植物の生息環境や生態系全体へ影響を与えないよう、十分に配慮した上で適切に調査、予測および評価を行うこと。